

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人附属学校担当課 御中
各公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の主管部課

文化庁著作権課長
岸 本 織 江

「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する普及啓発用リーフレット
及び周知・啓発動画の作成について

第 201 回通常国会において成立した「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）のうち、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する改正が、令和 3 年 1 月 1 日から施行されたところで

す。

本改正事項の趣旨・内容については、令和 2 年 12 月 25 日付け 2 文庁第 1541 号通知（改正著作権法による「侵害コンテンツのダウンロード違法化」について（通知））においてお示したところですが、既に法整備がなされている音楽・映像分野に限らず、著作物全般について、一定の要件の下、私的使用目的であっても違法にアップロードされたもの（以下「侵害コンテンツ」という。）をダウンロードする行為を違法化・刑事罰化することとしました。

この度、本改正事項を分かりやすく御理解して頂くとともに、内容を広く周知するため、「こちら葛飾区亀有公園前派出所」のキャラクターを利用した Q&A を含むリーフレット（別添）や、著作権広報大使である「ハローキティ」を利用した周知・啓発動画を作成し、下記のとおり文化庁ホームページ等において公表しており、既存の著作権教育に資する教材についても学びやすくなるよう改修したところです。

本改正に関し、改正法附則（第 2 条）では、国及び地方公共団体が、学校等における教育の充実等を図らなければならないことと規定されていることも踏まえまして、学校における著作権教育の際にぜひご活用ください。

記

【添付資料】

別添 「ちょっと待って！そのダウンロード、違法かも？」（こち亀版）（普及啓発用リーフレット：文化庁著作権課作成）

【文化庁ホームページ】

- 「ちょっと待って！そのダウンロード、違法かも？」（こち亀版）（普及啓発用リーフレット：文化庁著作権課作成）
URL「https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/pdf/92778501_01.pdf」
- 「著作権広報大使」ハローキティの著作権法改正周知・啓発動画について
URL「<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92736501.html>」
- 著作権教育教材
URL「<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>」

以上

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁著作権課著作権普及係
TEL 03(5253)4111（内線3169）
E-mail : ckyouiku@mext.go.jp